

圭 総 第 6 7 2 号
令和7年12月26日

地区長・組長 各位

圭崎市長 内 藤 久 夫
(公印省略)

【火災予防についての重要なお知らせ】の回覧について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本市消防行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、林野火災が多発していることを受け、令和8年1月1日より新たな火災予防の制度が開始されます。

気象状況から林野火災が発生しやすい場合に、消防長から林野火災警報、林野火災注意報が発令され、注意喚起を行う仕組みとなります。

つきましては、公私ともご多忙なところ誠に恐縮ではありますが、組回覧により周知していただきますようご依頼申し上げます。

問い合わせ先
圭崎市総務課危機管理担当
TEL : 0551-45-9368 (直通)
Mail : soumu@city.nirasaki.lg.jp

回覧

【火災予防について重要なお知らせ】

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災の検証を踏まえ、林野火災の予防強化を目的に、令和8年1月1日から火災予防条例が改正され、「林野火災警報・注意報」の運用が開始されます。火災が発生しやすい気象条件になった際、火災の発生を未然に防ぐため峠北消防本部消防長が発令することができるものです。

1 林野火災注意報・警報について

林野火災が起こりやすい時期に、林野火災の予防上「注意」が必要と判断される気象状況になった際や、林野火災の予防上「危険」な状況になった際に発令し、火の使用を制限するものです。

2 発令対象区域について

峠北消防本部が管轄する全域です

3 林野火災注意報 発令基準について ※努力義務（罰則規定なし）

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
 - ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されたとき
- ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しません。

4 林野火災警報 発令基準について ※義務（罰則規定あり）

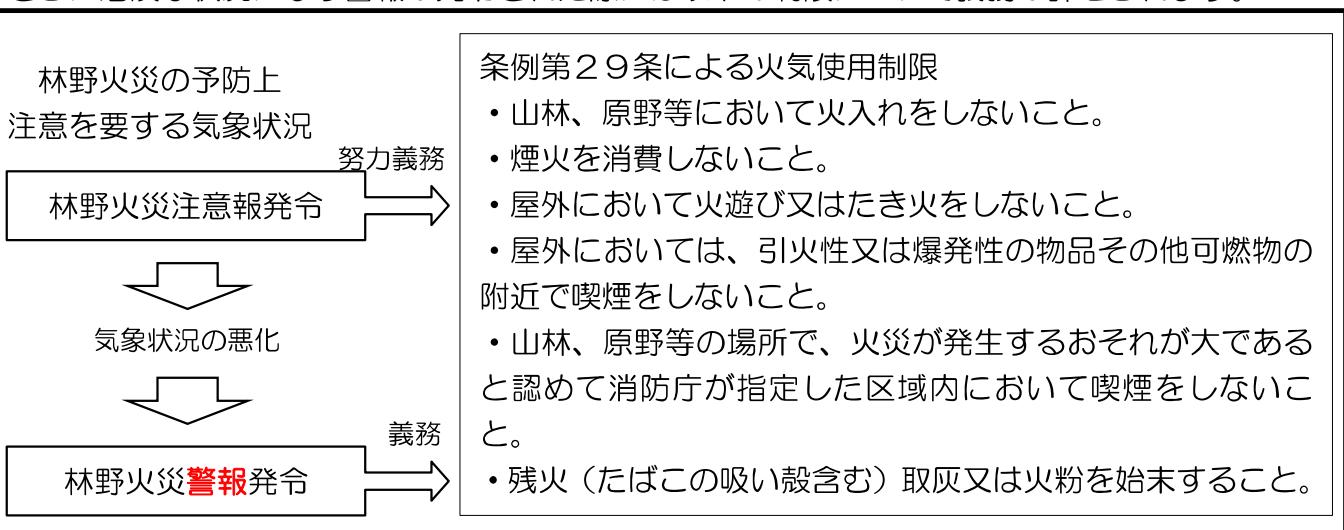
林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しません。

5 火の使用の制限について

火災予防のため、注意報発令時には以下の制限について努力義務が課せられます。

さらに危険な状況になり警報が発令された際には以下の制限について義務が課せられます。



6 林野火災注意報・警報が発令された場合の周知、広報について

- ①防災行政無線
- ②消防署の消防車両による広報・巡回を実施

7 注意報・警報の発令時に「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災警報発令時に火の使用制限に違反した者は、罰金30万円以下または罰則が科せられることがあります。

8 たき火の届出制度について

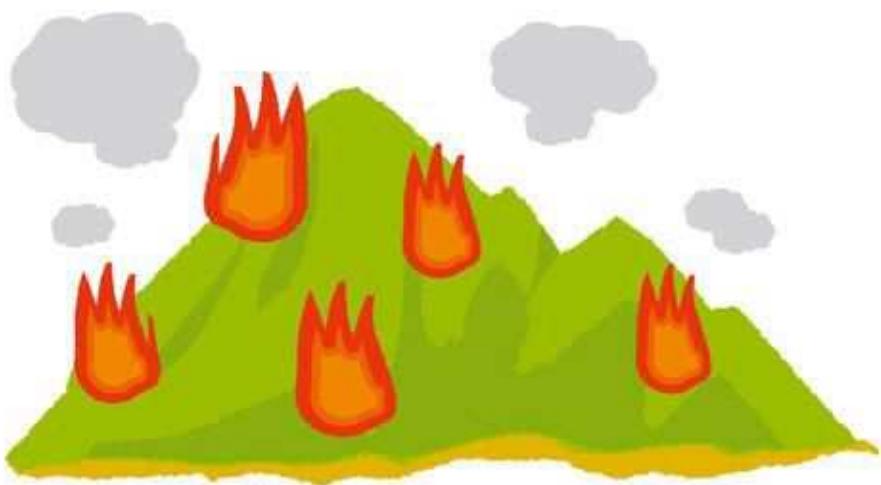
事前に届出が必要となる火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、「たき火」が含まれることを明確化したことから、韮崎消防署への届出が必要となります。

9 火入れの制度について

韮崎市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地で火入れを行なうとする倍は、火入れを行なう10日前までに市役所農政課農林振興担当に許可申請を行い、許可を受けなければなりません。

10 野焼きについて

屋外焼却（野焼き）は、一部例外を除いて法律で禁止されており、違反者には厳しい罰則が科せられます。例外の場合であっても、消防署へ届が必要になりますので適正な手続きにご協力をお願いします。



お問い合わせ先

林野火災注意報・警報に関すること	韮崎消防署	0551-22-3311
火災予防・周知に関すること	韮崎市総務課危機管理担当	0551-45-9368
森林法による火入れに関すること	韮崎市農政課農林振興担当	0551-45-9104
野焼きを含む廃棄物処理に関すること	韮崎市市民生活課生活環境担当	0551-22-1114